

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出させていただきます。
- (1)宿泊者名
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込み金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室により客室の余裕がないとき。
 - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4)宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
 - (5)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (6)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (8)都道府県が定める旅館業法施工条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日の日付が変わる午前12時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 4 個別の宿泊契約において、別途宿泊契約の解除条件及び違約金の額の定めがある場合は、前各項の規定に関わらず、その定めを優先します。

(当ホテルの契約解除権)

- 第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められたとき。
 - (3)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5)都道府県が定める旅館業法施工条例の規定する場合に該当するとき。
 - (6)寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規則に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1)宿泊客の氏名・年齢・性別・住所および職業
 - (2)外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国情地および入国情月日
 - (3)出発日および出発予定時刻
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等通貨に代り得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1)午前11時から午後1時まで正規室料の30%
 - (2)午後3時まで正規室料の50%
 - (3)午後3時以降は正規室料の100%

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊約款

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

- (1)フロント・キャッシャー等サービス時間：
イ フロントサービス：24時間でございます。
(2)飲食等(施設) サービス時間：
イ 朝 食：6:30～9:30 (LO)
※レストランにて

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等これに代り得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3 当ホテルが、宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について、減失・毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求める場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、5万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込になった物品または現金ならびに貴重品であってフロントのセーフティーボックスにお預けにならなかつたものについて、当ホテルの故意または重大な過失がない限り、減失、毀損等の障害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立て当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際に渡します。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに對し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の算定方法

		内 容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）
	追加料金	②飲食料（または追加飲食料）およびその他の利用料金
	税金	消費税 + 宿泊料

備考 税金は、室料・サービス料及び食事・その他すべてのご利用料金に消費税がかります。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

ただし、団体客（15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の7日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合は、切り上げる）についてはこの限りではありません。

1.違約金申し受け規定

- 一般客 イ 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%。
ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の30%。
団体客 イ 宿泊日の6日前の日から宿泊日の3日前の日までに解除した場合の宿泊1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%。
ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の30%。
ハ 宿泊当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%。

2.当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日の日付が変わる午前12時になつても到着しないとき又は、到着予定時刻を2時間以上過ぎて連絡のない時は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

3.前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかつたことと列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金はいただけません。